

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもを産み、育てやすい社会の形成に向けて、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年には、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

その一方で、わが国における少子化は深刻化しており、令和5年の出生数、合計特殊出生率はいずれも過去最低となっています。また、核家族や共働き世帯の増加、地域社会の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、国では令和5年4月に「こども家庭庁」が発足するとともに、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されるなど、第2期子ども・子育て支援事業計画期間中に、子どもの視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な施策が進められています。

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
国・市の取組												
子ども・子育て支援新制度												
保育所待機児童対策												
放課後児童クラブ待機児童対策												
仕事と家庭の両立												

2 第3期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる国の基本指針

国では、こども基本法に基づき「こども大綱」が策定されました。こども大綱は、こども政策を総合的に推進するために基本的な方針、重要事項を定めるものです。

こども大綱においては、基本的な方針として以下の6本の柱を定めています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、国では基本指針の改正が行われました。主な内容は以下の通りです。

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

3. こどもの権利擁護に関する事項の追加

→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

4. その他所要の改正

→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

資料：こども家庭庁「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案(概要)」

本市では、こうした国の動向を踏まえた上で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備することを目的に第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

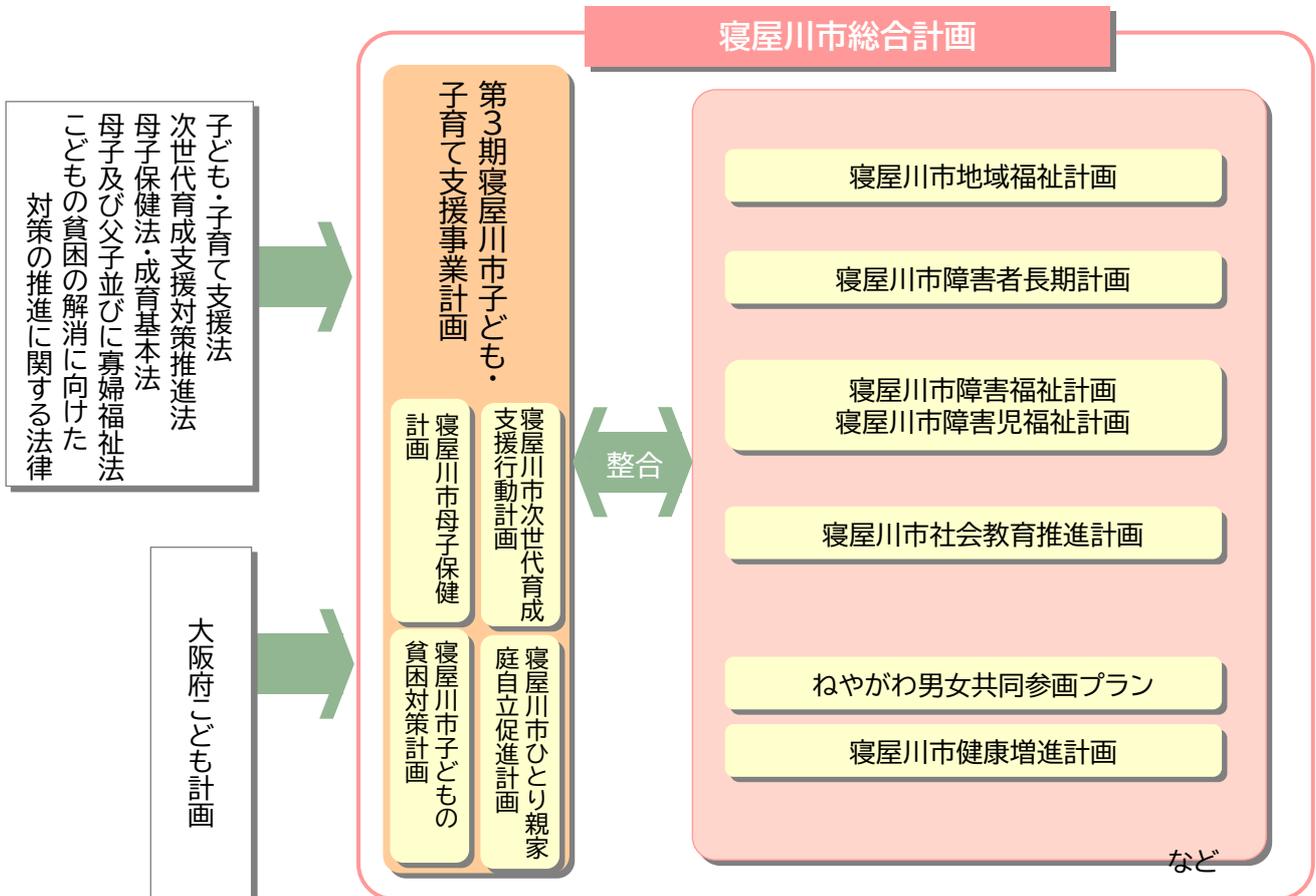
3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、事業者等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。第2期計画期間の終了に伴い、社会状況の変化や国、大阪府の動向を踏まえて、第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「寝屋川市次世代育成支援行動計画」の取組を包含して、子どもと子育てに関する施策を体系化するとともに、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市ひとり親家庭自立促進計画」、「寝屋川市子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、本計画は、「寝屋川市総合計画」を上位計画とし、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画・寝屋川市障害児福祉計画」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図って策定します。

【 計画の位置づけ 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画と実績に大きな差異等が生じた場合は、計画期間の中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

5 計画策定体制と経過

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の市民のニーズを的確に反映した計画とするため、小学校就学前子ども及び小学校1年生から3年生がいる世帯を対象とした「第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査」のほか、「妊産婦アンケート調査」を実施して、子育て中の保護者や妊産婦から、子どもと子育てについての意識や実態についての把握を行いました。

また、市内で活動する子育て支援団体等にヒアリング調査を行い、子育てを支援する側から見た、子育て家庭の状況や必要とされている支援について、意見を頂きました。

（2）「寝屋川市子ども・子育て会議」の設置

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、公募市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人等で構成する「寝屋川市子ども・子育て会議」を設置し、子ども及び子育て家庭への支援について、多角的に議論して頂きました。

（3）庁内の策定体制

本計画の推進にかかわる関係各課による連絡調整会議を開催して、量の見込みと確保方策、具体的施策の推進について、検討・調整を行いました。

（4）パブリック・コメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見募集を行う、パブリック・コメントを実施しました。